

# 埼玉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 12 月 7 日	埼玉県教育委員会教育長制定
平成 28 年 12 月 7 日	一部改正
平成 29 年 10 月 16 日	一部改正
平成 30 年 12 月 21 日	一部改正
令和 元年 12 月 4 日	一部改正
令和 3 年 1 月 12 日	一部改正
令和 3 年 9 月 9 日	一部改正
令和 3 年 12 月 14 日	一部改正
令和 4 年 8 月 2 日	一部改正
令和 5 年 2 月 20 日	一部改正
令和 5 年 6 月 26 日	一部改正

## (通 則)

第 1 条 県は、埼玉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村が行う、埼玉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業及び「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（厚生労働省）」における保育士資格取得支援事業のうち、次に掲げる（１）、（２）の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（１）幼稚園教諭免許状取得のための養成施設受講料等に対する補助事業（以下「受講料等補助事業」という。）

（２）保育士資格取得支援事業のうち、代替保育士雇上費に対する補助事業（以下「代替保育士雇上費補助事業」という。）

2 前項に規定する補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の目的)

第 2 条 この補助金は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、保育教諭の増加を図り、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

第 3 条 この補助金の交付対象は、実施要綱に基づき市町村が実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 交付対象者は市町村とし、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額等は次条に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

## (補助対象経費及び補助基準額)

第4条 この補助金の補助対象経費、補助基準額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

- ① 受講料等補助事業
- ② 代替保育士雇上費補助事業

(2) 補助基準額

- ① 免許取得にかかる受講料等

本事業の対象となる者1人につき、免許取得に要した経費の1/2を交付対象とし、100千円を上限とする。

- ② 代替保育士雇上費

1日当たり 7,220円

ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとする市町村は、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、その決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)にて、交付の申請をした市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 市町村は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払を行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第9条 市町村は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 第6条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付

決定通知書は（様式第4号）によるものとする。

- 3 知事は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第10条 市町村は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延の報告）

- 第11条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第12条 市町村は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（実績報告）

- 第13条 市町村は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により市町村に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第15条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合

又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市町村が規則その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、市町村に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までに規定する理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

#### (補助金の支払)

第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

#### (補助金の経理)

- 第17条 市町村は、補助事業に関する収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から5年間保存しなければならない。

#### (市町村による補助金交付の際付すべき条件)

- 第18条 市町村は、対象施設に対してこの補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受け

- た日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 前項により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - 3 事業者が第1項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第19条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成27年12月7日教連第324号)

この要綱は、平成27年12月7日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則 (平成28年12月7日教連第368号)

この要綱は、平成28年12月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年10月16日教連第312号)

この要綱は、平成29年10月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月21日教義指第1055号)

この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月4日教義指第931号)

この要綱は、令和元年12月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年1月12日教義指第841号)

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則 (令和3年9月9日教義指第655号)

この要綱は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年12月14日教義指第964号)

この要綱は、令和3年12月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年8月2日教義指第661号)

この要綱は、令和4年8月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年2月20日教義指第1031号)

この要綱は、令和5年2月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年6月26日教義指第674号)

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。